

お客様各位

令和7年2月

株式会社 確認検査機構アネックス  
代表取締役 糸井 史樹

## 令和7年3月31日（改正基準法施行前）までの確認済証交付について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の建築基準法及び省エネ法の改正に伴い、法施行日前後に申請が集中することが予想されます。つきましては令和7年3月31日までに確認済証を交付するための事前申請手続きの目安について以下の通りご案内いたします。

皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどなにとぞよろしくお願いいたします。

・ 2025年3月31日までに確認済証を交付する**4号建築物（おもに一戸建ての住宅）**

**令和7年3月7日（金）事前申請まで**

・ 2025年3月31日までに確認済証を交付する**上記以外の建築物**

**令和7年2月28日（金）事前申請まで**

※ 申請期日は構造図書を含め、**すべての申請図書が提出された日**となります。

### ●注意事項

- ・ 今年度内の確認済証交付を希望される場合は、申請時にその旨をお申出ください。
- ・ 消防同意が必要な物件については、日数を考慮し、上記期日よりも余裕をもってご申請ください。
- ・ 上記期日内に申請の場合でも混雑状況や審査内容によっては年度内交付ができない場合があります。
- ・ 各行政からの照会回答、意見書・調査報告書等の発行に係る時間は対象外としています。
- ・ 上記記載以外の手続きに関しましては、別途ご相談ください。

